

【乳幼児部会】

第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン 地域子ども・子育て支援事業の取組状況(令和6年度分)

～基本理念～安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり

3 妊婦健康診査	P.2
(子ども家庭支援課)	
4 乳児家庭全戸訪問事業	P.3
(親子保健課)	
8－(1)一時預かり事業(幼稚園)	P.4
(保育幼稚園課)	
8－(2)一時預かり事業(その他)	P.5
(保育幼稚園課、子育て支援課)	
9 延長保育事業	P.6
(保育幼稚園課)	
10 病児保育事業	P.7
(保育幼稚園課)	
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P.8
(保育幼稚園課)	

【参考：子ども・若者・子育て支援部会】

- 1 利用者支援事業
- 2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- 5 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- 11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

3 妊婦健康診査

第二期支援プラン（中間見直し後）P.96～97
宮崎市こども計画P.84

事業内容

妊婦の健康の保持・増進及び疾病の早期発見のため医療機関及び助産所で、妊婦に必要な検査・計測・保健指導を実施します。
妊婦健康診査にかかる費用については、妊娠届出の際に妊婦健康診査助成券を交付し、助成を行います。

令和6年度 of 取組状況

○実施内容・達成状況

対象者：宮崎市に住民登録のある妊婦（健康診査受診時）
委託先：宮崎県医師会、宮崎大学医学部附属病院、助産院（県内3施設）
方法：妊娠届時に交付された妊婦健康診査助成券を各医療機関に提出し受診する。
自己負担：1～14回目の助成券記載の検査項目について助成有り。検査のうち、ひと月の負担が1,500円（8回分）と、無料（6回分）になるよう設定。令和元年度より非課税世帯または生活保護世帯の妊婦については全て無料。
その他：多胎妊婦の健診費用について、通常の14回を超えた場合には5回まで追加助成（5,830円/回）を行っている。

需給計画 令和2年度～令和6年度

（単位：人／年）

年度		第1期		第2期					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み		5,372	4,861	4,967	4,895	4,796	4,698	4,598	4,598
(B) 確保方策	(受診者数) 目標値	5,372	4,861	4,967	4,895	4,796	4,698	4,598	4,598
	※実績	5,023	4,977	4,813	4,657	4,433	4,073	3,814	-
検査体制	実施場所	25か所							
	検査項目	17項目							
	実施時期	通年							
過不足 (B-A)		△ 349	116	△ 154	△ 238	△ 363	△ 625	△ 784	-

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

・親子（母子）健康手帳の交付の際に、保健師等が健やかな妊娠・出産のために必要な情報や妊婦健康診査の必要性を伝え、健診の受診率の向上を図ります。

4 乳児家庭全戸訪問事業

第二期支援プラン（中間見直し後）P.98～99
宮崎市こども計画P.85

事業内容

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を、訪問指導員（看護師）等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

また訪問時に子育て情報誌等を配布し、子育てに関する情報提供や予防接種の勧奨、保健センターの保健師及び民生委員・児童委員などの相談窓口を紹介します。さらに、訪問指導員の研修を実施し、資質向上を図ります。

令和6年度の実施状況

実施内容・達成状況

本事業は、平成20年8月から市内13地区で民生委員・児童委員の協力のもと事業開始し、平成23年3月から市内全域に拡大した。

平成25年度からは、訪問指導員（看護師）の訪問か、妊産婦・新生児訪問事業での専門職（保健師、看護師、助産師）の訪問により、子育て情報の提供と相談支援を行っている。必要に応じ、支援者間で連携を取り切れ目のない支援の提供に努めている。

令和5年2月より、出産・子育て応援事業開始に伴う伴走型相談支援としての、産後の面談を一部こんにちは赤ちゃん訪問時に実施している。

需給計画 令和2年度～令和6年度

（単位：人／年）

年度	第1期		第2期					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み	3,352	3,279	3,350	3,295	3,100	3,007	2,916	2,916
(B) 確保方策	目標値	3,352	3,279	3,350	3,295	3,100	3,007	2,916
	※実績	3,388	3,183	3,055	2,925	2,893	2,856	2,554
実施体制	訪問指導員	3人						
過不足 (B-A)	36	△ 96	△ 295	△ 370	△ 207	△ 151	△ 362	-

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

○実施内容・達成状況

本事業は、平成20年8月から市内13地区で民生委員・児童委員の協力のもと事業開始し、平成23年3月から市内全域に拡大した。

平成25年度からは、訪問指導員（看護師）の訪問か、妊産婦・新生児訪問事業での専門職（保健師、看護師、助産師）の訪問により、子育て情報の提供と相談支援を行っている。必要に応じ、支援者間で連携を取り切れ目のない支援の提供に努めている。

令和5年2月より、出産・子育て応援事業開始に伴う伴走型相談支援としての、産後の面談を一部こんにちは赤ちゃん訪問時に実施している。

8-（１） 一時預かり事業（幼稚園）

第二期支援プラン（中間見直し後）P.106～107
宮崎市こども計画P.92～93

事業内容

教育標準時間認定を受けた児童について、認定こども園及び幼稚園において教育標準時間の前後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。

在園児について、認定こども園及び幼稚園で受け入れることにより、広く子育て世帯の支援を図るものです。

令和6年度の取組状況

○実施内容・達成状況

教育標準時間認定を受けた幼児について、幼稚園及び認定こども園において教育標準時間の前後に預かり、必要な保育を行う事業である。

【実施場所】 認定こども園、私立幼稚園

需給計画 令和2年度～令和6年度

（単位：人／年）

年度		第1期		第2期					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み (延べ利用者数)		263,582	259,198	355,073	379,447	404,519	444,967	491,754	491,754
(B) 確保方策	目標値	263,582	259,198	355,073	379,447	404,519	444,967	491,754	491,754
	※実績	308,943	349,000	362,689	369,417	360,013	380,702	378,623	-
	中央部	84,928	87,813	94,030	92,669	90,643	91,822	100,885	124,047
	中北部	46,835	50,128	60,017	71,025	67,994	71,401	64,514	91,367
	中西部	30,552	48,656	45,949	46,905	51,345	55,959	54,630	88,152
	南部	75,917	71,729	66,046	69,359	62,467	75,517	67,302	83,136
	佐土原	35,432	55,328	61,935	56,706	56,916	55,391	56,092	43,638
	田野	9,948	8,589	7,414	8,389	9,015	9,282	9,162	13,734
	高岡	8,590	7,963	8,064	7,994	7,152	6,744	5,154	12,711
	清武	16,741	18,794	19,234	16,370	14,481	14,586	20,884	34,969
過不足 (B-A)		45,361	89,802	7,616	△ 10,030	△ 44,506	△ 64,265	△ 113,131	-

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

・ 認定こども園及び幼稚園において、教育標準時間の前後に預かり保育を実施します。

8 - (2) 一時預かり事業（その他）

第二期支援プラン（中間見直し後）P.108～110
宮崎市こども計画P.94～95

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主に昼間に保育所や子育て支援拠点やその他の場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

保護者の就労の有無にかかわらず、育児疲れの解消や急病等で一時的に児童を受け入れることにより、広く子育て世帯の支援を図ります。

令和6年度の実施状況

○実施内容・達成状況

【実施場所】 保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育施設

【対象児童】

- ・保護者の就労、傷病などにより緊急かつ一時的に家庭における保育が困難な児童
- ・保護者の心理的又は肉体的負担を解消するための一時保育が必要とされる児童

○実施にあたっての課題

- ・一時預かり事業においては、保育所等の近年の入所児童数の増加及び保育士不足により、特に年度の後半で一時預かりを希望しても利用できない施設がある

※子育て援助活動については、「7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」のとおり。

需給計画 令和2年度～令和6年度

（単位：人／年）

年度		第1期		第2期					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み (延べ利用者数)		34,128	33,387	21,182	19,546	22,935	21,505	20,214	20,214
(B) 確保方策	目標値	34,128	33,387	21,182	19,546	22,935	21,505	20,214	20,214
	※実績	24,999	19,634	13,652	13,402	15,106	16,733	14,872	-
中央部	一時預かり	5,350	4,302	2,546	1,980	2,425	2,769	2,420	3,587
	子育て援助活動	725	977	1,763	1,979	2,279	2,636	1,537	3,051
中北部	一時預かり	1,853	1,215	740	756	1,013	862	728	2,480
	子育て援助活動	118	182	659	342	461	732	703	795
中西部	一時預かり	6,232	4,496	2,684	3,153	2,134	2,260	2,305	2,402
	子育て援助活動	90	79	79	622	1,018	908	768	614
南部	一時預かり	4,570	3,410	1,936	1,297	1,759	2,474	2,023	2,252
	子育て援助活動	447	317	676	1,340	1,041	1,117	509	1,703
佐土原	一時預かり	980	737	550	451	282	232	828	1,166
	子育て援助活動	48	25	145	159	408	213	280	174
田野	一時預かり	1,601	1,209	646	434	599	872	975	365
	子育て援助活動	0	0	1	37	6	108	16	13
高岡	一時預かり	479	737	474	327	301	491	514	329
	子育て援助活動	6	8	15	8	5	12	9	27
清武	一時預かり	2,472	1,861	468	284	950	732	1,066	965
	子育て援助活動	28	79	270	233	425	315	191	300
過不足 (B-A)		△ 9,129	△ 13,753	△ 7,530	△ 6,144	△ 7,829	△ 4,772	△ 5,342	-

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

- ・一時預かりを実施することができる保育所や認定こども園等の施設と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の援助会員の確保を行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。

9 延長保育事業

第二期支援プランP.112～113
宮崎市こども計画P.96～97

事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育時間延長の需要に対応するため、11時間の開所時間後に更に1～7時間の延長保育を実施します。

令和6年度 of 取組状況

○実施内容・達成状況

保育認定を受けた児童について、通常の保育時間以外に、保育所等において保育を実施する事業である。

【実施施設】 保育所、認定こども園、地域型保育施設

○実施にあたっての課題

特になし。

需給計画 令和2年度～令和6年度

(単位：人／年)

年度		第1期		第2期					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み (延べ利用者数)		2,483	2,436	2,505	2,485	2,471	2,405	2,345	2,345
(B) 確保方策	目標値	2,483	2,436	2,505	2,485	2,471	2,405	2,345	2,345
	※実績	2,532	2,299	1,539	1,684	1,641	1,596	1,472	-
	中央部	747	721	548	645	503	498	460	621
	中北部	260	236	174	454	203	170	137	429
	中西部	338	300	173	449	217	216	209	416
	南部	628	556	320	420	384	373	345	390
	佐土原	132	106	75	211	90	80	83	202
	田野	155	150	76	68	83	86	73	63
	高岡	94	86	69	60	63	72	70	57
	清武	178	144	104	178	98	101	95	167
過不足 (B-A)		49	△ 137	△ 966	△ 801	△ 830	△ 809	△ 873	-

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

○公立保育所、私立保育所における延長保育事業について、引き続き推進に努める。

○認定こども園、地域型保育施設においても事業を推進する。

10 病児保育事業

第二期支援プランP.114～115
宮崎市こども計画P.98～99

事業内容

病中や病気の「回復期」にあって保育所等に通所できない児童に対して、保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

事業の実施により、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、感染症等の重症化を防ぎ、児童が心身ともに健やかに成長することを図ります。

令和6年度 of 取組状況

実施内容・達成状況

○市内6つの提供区域ごとに、それぞれ医療法人及び社会福祉法人と委託契約を締結し、高い医療専門性や衛生設備の整った施設において病児の保育環境を確保した。

○新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したが、感染力が非常に強いため、病児保育施設内での感染リスクを考慮し、引き続き、利用できない対象疾病としている。

需給計画 令和2年度～令和6年度

(単位：人／年)

年度		第1期		第2期					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6(目標)
(A) 必要な事業量の見込み		4,037	3,954	3,102	3,064	3,022	2,977	2,925	2,925
(B) 確保方策	目標値	4,037	3,955	7,452	7,452	7,452	7,452	7,452	7,452
	※実績	3,177	3,420	1,550	2,163	1,737	3,081	3,367	-
中央・大宮・北	量の見込み	851	1,023	387	632	473	847	841	731
	確保方策			1,758	1,740	1,758	1,758	1,758	1,758
大塚・大淀・生目・高岡	量の見込み	474	303	120	203	137	268	312	612
	確保方策			1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
穂	量の見込み	638	605	266	333	303	517	562	347
	確保方策			1,644	1,722	1,644	1,644	1,644	1,644
赤江・木花・青島	量の見込み	476	453	213	201	234	421	709	503
	確保方策			1,152	1,140	1,152	1,152	1,152	1,152
住吉・佐土原	量の見込み	470	633	308	457	309	613	589	433
	確保方策			1,164	1,176	1,164	1,164	1,164	1,164
田野・清武	量の見込み	268	403	256	337	281	415	354	299
	確保方策			1,156	1,168	1,156	1,156	1,156	1,156
過不足 (B-A)		△ 860	△ 534	△ 1,552	△ 901	△ 1,285	104	442	-

※令和2年度以降の「確保方策」は、各施設の年間受入可能数の合計です。(計算式：確保方策＝施設定員×施設開所日数)

令和7年度以降(宮崎市こども計画)の取組方針

・本事業について市民への周知を行うとともに施設の利用状況を踏まえ、施設間の連携及び受入体制の確保に努め、対象者の利用しやすい環境を整えます。

1 2 実費徴収に係る補足給付を行う事業

第二期支援プラン（中間見直し後）P.120
宮崎市こども計画P.103

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）、日用品や文房具等物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

- 1 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具に要する費用の給付
低所得者で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、特定教育・保育、特別利用保育の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収額に対して市がその一部の給付を行います。
【対象者】 特定教育・保育施設を利用している生活保護世帯等
※保育料第1階層の全ての認定子ども
- 2 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の給付
施設等利用給付認定保護者にかかる施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）にかかる実費徴収額に対して、市がその一部の給付を行います。
【対象者】 新制度未移行幼稚園を利用している低所得世帯及び多子世帯
※満3歳以上の子どものみ

令和6年度の実績状況

実施内容・達成状況

保護者の世帯の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成した。また、国立大学附属幼稚園等を利用する低所得世帯及び多子世帯を対象に副食材料費を助成した。

実績

※事業の性質から、需給計画を立て取り組むものではないため、実績のみを掲載

（単位：人／年、円／年）

年度			第1期		第2期				
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績	日用品・文房具費等	人数	113	109	102	95	96	97	86
		給付額	980,938	946,520	926,361	847,112	955,194	792,039	894,686
	副食材料費	人数	13	68	48	15	17	20	17
		給付額	319,220	667,596	510,000	168,000	151,000	226,600	190,300

令和7年度以降（宮崎市こども計画）の取組方針

これまでと同様に事業を実施する。